

## < 目 次 >

<b>第1章 第4期吹田市障がい者計画の概要</b>	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の背景	3
(1) 国等の動向	3
(2) 本市の取組	6
3 計画の位置づけ	8
(1) 計画の位置づけと期間	8
(2) 他計画との関係性	10
4 計画の策定体制	11
<b>第2章 吹田市の障がい者の状況</b>	<b>13</b>
1 人口の推移	14
2 障がい者の状況	15
(1) 障がい者手帳所持者の状況	15
(2) 障がい者施策に関わる市民の意識	19
<b>第3章 基本的な考え方と総合的な施策の展開</b>	<b>25</b>
1 基本的な考え方	26
(1) 基本理念	26
(2) 基本的方向性	27
(3) 計画の全体像	28
(4) 施策の体系	30
2 総合的な施策の展開	32
(1) 日々の暮らしの基盤づくり	32
【支援テーマⅠ】 暮らす・つながる	
(2) 社会参画に向けた自立の基盤づくり	58
【支援テーマⅡ】 育つ	
【支援テーマⅢ】 学ぶ	
【支援テーマⅣ】 働く	
(3) 住みよい環境の基盤づくり	75
【支援テーマⅤ】 住む	

## 第4章 第4期吹田市障がい福祉計画 85

1 基本的な考え方	86
..(1) 計画の基本目標	86
..(2) 計画推進の視点	87
..(3) 計画の重点施策	88
2 具体的な取組	96
..(1) 成果目標の達成に向けて	96
..(2) 障がい福祉サービスの利用見込量と必要量確保策	99
..(3) 地域生活支援事業の利用見込量と必要量確保策	107
..(4) 障がい児支援の強化について	114

## 第5章 実施体制と進行管理 117

1 実施体制と進行管理	118
..(1) 実施体制	118
..(2) 進行管理体制	118
..(3) 国、府等の動きへの反映	119

## 資料 121

第4期吹田市障がい者計画策定経過  
吹田市障がい者施策推進委員会名簿  
吹田市障がい者施策推進委員会規則

### \* 「障がい」のひらがな表記について

表記の問題そのものは障がい者施策において本質的なことではないという意見もありますが、「害」の字の印象の悪さ、マイナス的なイメージにより、差別感や不快を感じる方や障がい者団体が少しでもおられるのであれば、その気持ちを尊重するという趣旨から、本市においては、平成21年（2009年）2月1日以降、新たに市が作成する文書等において「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記としています。

ただし、法令や条例等の名称に「障害」と規定されている場合は、漢字を用いています。